

公文書の移管及び廃棄規定の比較(法・5都県条例)

資料5-2

<p>高知県 検討のたたき 台 (事務局提案)</p>	<p>(移管又は廃棄) 第〇条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第〇条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を公文書館に移管し、又は廃棄しようとするときは、知事が規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。 3 知事は、前項の規定により協議された公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、公文書館に移管し、又は新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。 4 実施機関は、第1項又は前項の規定により公文書館に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
<p>公文書管理法</p>	<p>(移管又は廃棄) 第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。 2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。 3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。 4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。</p>
<p>東京都</p>	<p>(廃棄) 第十条 実施機関は、公文書がその保存期間を満了したときは、次条の規定により東京都公文書館(以下「公文書館」という。)の長(以下「公文書館長」という。)へ引き継ぐものを除き、当該公文書を廃棄するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、必要があると認めるときは、第七条第一項の規定により設定した保存期間を延長することができる。 3 実施機関は、第一項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、当該公文書の重要性に応じ、東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等(第十四条及び第十七条において「都規則等」という。)で定めるところにより、当該公文書を廃棄しなければならない。 (公文書館長への引継ぎ) 第十一条 実施機関は、公文書館長から、公文書館において保存する必要があると認める公文書の引継ぎを求められたときは、特別の理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。 2 公文書館長は、前項の規定により引継ぎを受けた公文書を、保存上必要な措置を講じた上で、適切に保存しなければならない。</p>
<p>鳥取県</p>	<p>(簿冊の引継ぎ又は廃棄) 第9条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第3項の定め(変更された場合にあつては、変更後の定め)に基づき、公文書館へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、館長に協議しなければならない。この場合において、館長は、簿冊にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。 3 実施機関は、第1項の規定により公文書館に引き継ぐ簿冊について、第13条第2項各号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
<p>島根県</p>	<p>(保存期間が満了したときの措置) 第10条 知事(地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事を除く。以下同じ。)は、保存期間が満了したファイル等について、第7条第5項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたもの(次項の規定により移管を受けたものを含む。)にあつては公文書センターにおいて保存することとし、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。 2 知事以外の実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、第7条第5項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたものにあつては知事に移管し、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。 3 実施機関は、第1項の規定により保存されることとなるファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
<p>香川県</p>	<p>(移管又は廃棄) 第8条 行政機関は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第5項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。 2 行政機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該簿冊にまとめられた行政文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する行政機関に対し、当該簿冊を文書館に移管するよう求めることができる。 3 行政機関は、前項後段の規定による求めがあつたときは、当該簿冊について当該求めを参酌して第5条第5項の規定による定めを変更し、当該簿冊を文書館に移管することができる。 4 行政機関は、第1項又は前項の規定により文書館に移管する簿冊について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
<p>熊本県</p>	<p>(移管又は廃棄) 第8条 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第5項の基準に適合するか否かについて熊本県行政文書等管理委員会(第34条第1項に規定する熊本県行政文書等管理委員会をいう。第4章において同じ。)の意見を聴くものとする。 3 実施機関は、第1項の規定により知事に移管する行政文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>